

【令和7年度12月補正予算案（追加提案分）における事業の概要】

物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援

令和7年12月15日

項目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先						
物価高騰の影響を受ける生活者・事業者への支援	7,260								
(1) 生活者	1,796								
一般家庭等におけるLPガス料金の負担軽減への支援	579	<p>LPガス料金上昇の影響を受ける県内一般家庭等の負担軽減策として、LPガス販売事業者を通して使用料金の値引きを行い、利用世帯を支援</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td><td>LPガス利用世帯</td></tr> <tr> <td>補助先</td><td>県LPガス協会 → 各LPガス販売事業者</td></tr> <tr> <td>補助額</td><td>1契約あたり2,000円（各LPガス販売事業者が令和8年2月使用分料金から一括値引き）</td></tr> </table>	対象者	LPガス利用世帯	補助先	県LPガス協会 → 各LPガス販売事業者	補助額	1契約あたり2,000円（各LPガス販売事業者が令和8年2月使用分料金から一括値引き）	防災くらし安心部 消防救急課 023-630-2226
対象者	LPガス利用世帯								
補助先	県LPガス協会 → 各LPガス販売事業者								
補助額	1契約あたり2,000円（各LPガス販売事業者が令和8年2月使用分料金から一括値引き）								
低所得世帯への冬季の灯油購入費等の臨時の支援	188	<p>低所得世帯の物価高騰による経済的負担を軽減するため、今年度限りの特別な支援として、県単独で上乗せして灯油購入費等を助成</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td><td>住民税非課税世帯のうち、高齢者のみの世帯など市町村が支援する世帯</td></tr> <tr> <td>補助単価</td><td>特別支援：2,500円／世帯（県10／10） (参考) 現行制度：5,000円／世帯（県と市町村で折半）</td></tr> </table>	対象者	住民税非課税世帯のうち、高齢者のみの世帯など市町村が支援する世帯	補助単価	特別支援：2,500円／世帯（県10／10） (参考) 現行制度：5,000円／世帯（県と市町村で折半）	健康福祉部 地域福祉推進課 023-630-2269		
対象者	住民税非課税世帯のうち、高齢者のみの世帯など市町村が支援する世帯								
補助単価	特別支援：2,500円／世帯（県10／10） (参考) 現行制度：5,000円／世帯（県と市町村で折半）								
市町村が取り組む地域経済活性化に資するプレミアム商品券等発行事業への支援	1,030	<p>光熱費・食料品等の物価高騰の影響を受けている地域経済の回復を図るために、市町村が実施する消費喚起・需要拡大に資する取組みを支援</p> <table border="1"> <tr> <td>補助先</td><td>市町村</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>10/10（上限：対象となる市町村人口×1,000円）</td></tr> <tr> <td>補助対象</td><td>商品券のプレミアム上乗せ分、キャッシュレス決済のポイント還元分等</td></tr> </table>	補助先	市町村	補助率	10/10（上限：対象となる市町村人口×1,000円）	補助対象	商品券のプレミアム上乗せ分、キャッシュレス決済のポイント還元分等	産業労働部 商業振興・経営支援課 023-630-2393
補助先	市町村								
補助率	10/10（上限：対象となる市町村人口×1,000円）								
補助対象	商品券のプレミアム上乗せ分、キャッシュレス決済のポイント還元分等								

項目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先															
(2) 事業者	5,464																	
【学校施設、医療機関、社会福祉施設】																		
私立高校等の物価高騰への支援	21	物価高騰に伴う、私立高校等における光熱水費等のかかり増し経費に対する助成 <table border="1"> <tr> <td>補 助 先</td><td>高等学校（全日制）、専修学校、各種学校</td></tr> <tr> <td>補 助 額</td><td>生徒数×2,100円</td></tr> </table>	補 助 先	高等学校（全日制）、専修学校、各種学校	補 助 額	生徒数×2,100円	総務部 高等教育政策・学事文書課 023-630-2191											
補 助 先	高等学校（全日制）、専修学校、各種学校																	
補 助 額	生徒数×2,100円																	
私立大学・短期大学の物価高騰への支援	9	物価高騰に伴う、私立大学・短期大学における光熱水費のかかり増し経費に対する助成 <table border="1"> <tr> <td>補 助 先</td><td>大学院、短大、専門職大学を含む県内私立大学</td></tr> <tr> <td>補 助 額</td><td>学生数×3,000円（上限：1校あたり3,000千円）</td></tr> </table>	補 助 先	大学院、短大、専門職大学を含む県内私立大学	補 助 額	学生数×3,000円（上限：1校あたり3,000千円）	総務部 高等教育政策・学事文書課 023-630-2193											
補 助 先	大学院、短大、専門職大学を含む県内私立大学																	
補 助 額	学生数×3,000円（上限：1校あたり3,000千円）																	
医療機関の物価（エネルギー等）高騰への支援	366	物価高騰に伴う、医療機関における燃料費等のかかり増し経費への支援 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>病院</th><th>病院 (特別高压施設)</th><th>有床診療所</th><th>無床診療所 歯科診療所 助産所 保険薬局 施術所 歯科技工所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エネルギー等高騰支援</td><td>16,000円/床</td><td>25,000円/床</td><td>5万円 +13,000円/床</td><td>5万円</td></tr> </tbody> </table>		病院	病院 (特別高压施設)	有床診療所	無床診療所 歯科診療所 助産所 保険薬局 施術所 歯科技工所	エネルギー等高騰支援	16,000円/床	25,000円/床	5万円 +13,000円/床	5万円	<保険薬局以外> 健康福祉部 医療政策課 023-630-2256 <保険薬局> 健康福祉部 健康福祉企画課 023-630-3322					
	病院	病院 (特別高压施設)	有床診療所	無床診療所 歯科診療所 助産所 保険薬局 施術所 歯科技工所														
エネルギー等高騰支援	16,000円/床	25,000円/床	5万円 +13,000円/床	5万円														
医療機関の賃上げ等への支援	547	医療機関における賃上げ・物価上昇への支援 ※病院は国から直接支援 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>有床診療所</th><th>無床診療所 歯科診療所</th><th>保険薬局 ※1法人あたりの 薬局数に応じて支援</th><th>訪問看護 ステーション</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃上げ等 支援</td><td>8.5万円/床</td><td>32万円</td><td>【~5店舗】 23万円/店舗</td><td>【6~19店舗】 18万円/店舗</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td>【20店舗~】 12万円/店舗</td><td>22.8万円</td></tr> </tbody> </table>		有床診療所	無床診療所 歯科診療所	保険薬局 ※1法人あたりの 薬局数に応じて支援	訪問看護 ステーション	賃上げ等 支援	8.5万円/床	32万円	【~5店舗】 23万円/店舗	【6~19店舗】 18万円/店舗				【20店舗~】 12万円/店舗	22.8万円	<保険薬局以外> 健康福祉部 医療政策課 023-630-2256 <保険薬局> 健康福祉部 健康福祉企画課 023-630-3322
	有床診療所	無床診療所 歯科診療所	保険薬局 ※1法人あたりの 薬局数に応じて支援	訪問看護 ステーション														
賃上げ等 支援	8.5万円/床	32万円	【~5店舗】 23万円/店舗	【6~19店舗】 18万円/店舗														
			【20店舗~】 12万円/店舗	22.8万円														

項目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先																																			
社会福祉施設の物価高騰への支援	661	<p>物価高騰に伴う、社会福祉施設における食材費や光熱水費、車両燃料費等のかかり増し経費への支援</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設区分</th><th>支援額/施設</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高齢者 施設</td><td rowspan="2">入所系</td><td>定員30人以上</td><td>定員×1.4万円</td></tr> <tr><td>定員29人以下</td><td>42万円</td></tr> <tr> <td>有料老人ホーム等</td><td>13万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">通所系</td><td>14万円</td></tr> <tr> <td rowspan="2">訪問系</td><td>訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</td><td>7.5万円</td></tr> <tr><td>上記以外</td><td>3.5万円</td></tr> <tr> <td rowspan="4">障がい者 施設</td><td rowspan="2">入所系</td><td>定員30人以上</td><td>定員×1.4万円</td></tr> <tr><td>定員29人以下</td><td>42万円</td></tr> <tr> <td>通所系</td><td>14万円</td></tr> <tr> <td>訪問系</td><td>3.5万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">救護施設^(注)</td><td>定員×1.4万円</td></tr> <tr> <td colspan="2">児童養護施設等</td><td>定員×1.4万円</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 身体又は精神上の障がいがある生活保護受給者が入所し生活扶助を受ける施設</p>	施設区分		支援額/施設	高齢者 施設	入所系	定員30人以上	定員×1.4万円	定員29人以下	42万円	有料老人ホーム等	13万円	通所系		14万円	訪問系	訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7.5万円	上記以外	3.5万円	障がい者 施設	入所系	定員30人以上	定員×1.4万円	定員29人以下	42万円	通所系	14万円	訪問系	3.5万円	救護施設 ^(注)		定員×1.4万円	児童養護施設等		定員×1.4万円	<p><高齢者施設> 健康福祉部 高齢者支援課 023-630-3120</p> <p><障がい者施設> 障がい福祉課 023-630-2679</p> <p><救護施設> 地域福祉推進課 023-630-2995</p> <p><児童養護施設等> しあわせ子育て応援部 こども家庭福祉課 023-630-2259</p>
施設区分		支援額/施設																																				
高齢者 施設	入所系	定員30人以上	定員×1.4万円																																			
		定員29人以下	42万円																																			
	有料老人ホーム等	13万円																																				
通所系		14万円																																				
訪問系	訪問介護 夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	7.5万円																																				
	上記以外	3.5万円																																				
障がい者 施設	入所系	定員30人以上	定員×1.4万円																																			
		定員29人以下	42万円																																			
	通所系	14万円																																				
	訪問系	3.5万円																																				
救護施設 ^(注)		定員×1.4万円																																				
児童養護施設等		定員×1.4万円																																				
介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所職員等の処遇改善への支援	2,271	<p>介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所職員の賃上げを支援</p> <p>対象期間：令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額 支 給 額：1人あたり1万円／月</p> <p>【介護サービス事業所に対する上乗せ支援】 〈要件等〉 ①生産性向上や協働化に取り組む事業者…1人あたり5千円／月 ②職場環境改善に取り組む事業者…1人あたり4千円／月 </p>	<p><介護サービス事業所> 健康福祉部 高齢者支援課 023-630-3120</p> <p><障害福祉サービス事業所> 障がい福祉課 023-630-2679</p>																																			
介護施設等に対するサービス継続への支援	226	<p>介護施設等がサービスを継続して提供できるよう、食料品の購入費等を支援</p> <p>対象施設：介護老人福祉施設（地域密着型含む） 介護老人保健施設 介護医療院 短期入所生活介護 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 補 助 額：定員1人あたり1.2万円 </p>	健康福祉部 高齢者支援課 023-630-3120																																			

項目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先						
【中小企業等】									
特別高圧で受電している中小企業等の電気料金高騰への支援	23	<p>政府が実施する電気・ガス料金支援の対象とならない特別高圧で受電している県内中小企業等に対する支援</p> <table border="1"> <tr> <td>補 助 先</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 特別高圧で受電している県内中小企業等（みなし大企業及び発電事業者を除く） 特別高圧で受電している大規模商業施設のテナントを運営する県内中小企業等 </td></tr> <tr> <td>補助単価</td><td>令和8年1月使用分：2.3円/kWh 同 2月使用分：2.3円/kWh 同 3月使用分：0.8円/kWh</td></tr> <tr> <td>上 限 額</td><td>1社当たり900万円</td></tr> </table>	補 助 先	<ul style="list-style-type: none"> 特別高圧で受電している県内中小企業等（みなし大企業及び発電事業者を除く） 特別高圧で受電している大規模商業施設のテナントを運営する県内中小企業等 	補助単価	令和8年1月使用分：2.3円/kWh 同 2月使用分：2.3円/kWh 同 3月使用分：0.8円/kWh	上 限 額	1社当たり900万円	産業労働部 産業技術イノベーション課 023-630-2553
補 助 先	<ul style="list-style-type: none"> 特別高圧で受電している県内中小企業等（みなし大企業及び発電事業者を除く） 特別高圧で受電している大規模商業施設のテナントを運営する県内中小企業等 								
補助単価	令和8年1月使用分：2.3円/kWh 同 2月使用分：2.3円/kWh 同 3月使用分：0.8円/kWh								
上 限 額	1社当たり900万円								
酒蔵が用いる原料米価格高騰への支援	178	県産米を使用した高品質な県産日本酒の生産基盤の強化を図るため、酒蔵に対して県産酒造好適米の価格上昇額相当分の2分の1を購入額に応じて助成	産業労働部 県産品・貿易振興課 023-630-3316						
県内食品製造事業者が用いる原料米価格高騰への支援	170	味噌や米菓など、原料米として用いる県産加工用米の需要の維持・拡大を図るため、食品製造事業者に対して令和6年から令和7年にかけて値上がりした県産加工用米の価格上昇額相当分の2分の1を購入額に応じて助成	農林水産部 農産物販路開拓・輸出推進課 023-630-3029						
「2026年に行くべき世界の旅行先25選」選出を契機としたインバウンド拡大に向けた情報発信の強化	14	<p>ナショナルジオグラフィックにおける「2026年に行くべき世界の旅行先25選」選出を契機として、本県の魅力を国内外にPRし、観光客及び観光消費額の増加を図ることで、県内観光事業者を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ナショナルジオグラフィック関連雑誌への記事掲載、広告掲出等を通じた情報発信 国内の鉄道事業者と連携した首都圏の駅構内窓口等における観光情報の発信 	観光文化スポーツ部 イン・アウトバウンド推進課 023-630-2486						

項目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先						
【農林水産業】									
施設園芸農業者の燃油価格高騰への支援	93	<p>燃油価格の高騰により、施設園芸農業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、当該月の燃油平均価格と基準価格との差額を助成</p> <table border="1"> <tr> <td>補 助 先</td><td>施設園芸を営む農業法人、農業者、農業者が組織する団体</td></tr> <tr> <td>補 助 率</td><td>1 / 2</td></tr> <tr> <td>対象期間</td><td>令和7年10月～令和8年3月購入分</td></tr> </table>	補 助 先	施設園芸を営む農業法人、農業者、農業者が組織する団体	補 助 率	1 / 2	対象期間	令和7年10月～令和8年3月購入分	農林水産部 園芸大国推進課 023-630-3380
補 助 先	施設園芸を営む農業法人、農業者、農業者が組織する団体								
補 助 率	1 / 2								
対象期間	令和7年10月～令和8年3月購入分								
果樹産地維持のためのスピードスプレーヤ更新への支援	121	<p>農業機械の価格上昇により、果樹栽培に必要なスピードスプレーヤの更新が困難な生産者を支援し、果樹産地を維持するため、更新費用の一部を助成</p> <table border="1"> <tr> <td>対 象 者</td><td>農業者団体、農業法人</td></tr> <tr> <td>補 助 率</td><td>1 / 3 (県2/9、市町村1/9)</td></tr> <tr> <td>対象期間</td><td>令和8年1月～令和9年2月</td></tr> </table>	対 象 者	農業者団体、農業法人	補 助 率	1 / 3 (県2/9、市町村1/9)	対象期間	令和8年1月～令和9年2月	農林水産部 園芸大国推進課 023-630-2264
対 象 者	農業者団体、農業法人								
補 助 率	1 / 3 (県2/9、市町村1/9)								
対象期間	令和8年1月～令和9年2月								
畜産農家の飼料価格高騰への支援	714	<p>飼料価格の高騰による畜産経営への影響を緩和するための畜産農家への助成</p> <table border="1"> <tr> <td>対 象 者</td><td>配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）</td></tr> <tr> <td>補 助 率</td><td>令和7年度第2四半期、第3四半期及び第4四半期の配合飼料価格と、過去5年（令和2～6年度）の平均配合飼料価格との差額から、政府の配合飼料価格安定制度等の補てん金を控除した額の1/2 (上限3,500円/t)</td></tr> </table>	対 象 者	配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）	補 助 率	令和7年度第2四半期、第3四半期及び第4四半期の配合飼料価格と、過去5年（令和2～6年度）の平均配合飼料価格との差額から、政府の配合飼料価格安定制度等の補てん金を控除した額の1/2 (上限3,500円/t)	農林水産部 畜産振興課 023-630-3350		
対 象 者	配合飼料価格安定制度契約者（全畜種）								
補 助 率	令和7年度第2四半期、第3四半期及び第4四半期の配合飼料価格と、過去5年（令和2～6年度）の平均配合飼料価格との差額から、政府の配合飼料価格安定制度等の補てん金を控除した額の1/2 (上限3,500円/t)								
漁業者の燃油価格高騰への支援	3	<p>政府の漁業経営セーフティーネット構築事業による燃油高騰分への補てん金のうち漁業者積立金相当分を助成</p> <table border="1"> <tr> <td>対 象 者</td><td>漁業経営セーフティーネットに加入する漁業者</td></tr> <tr> <td>補 助 率</td><td>10/10</td></tr> <tr> <td>対象期間</td><td>令和7年10月～令和8年3月発動分</td></tr> </table>	対 象 者	漁業経営セーフティーネットに加入する漁業者	補 助 率	10/10	対象期間	令和7年10月～令和8年3月発動分	農林水産部 水産振興課 023-630-3071
対 象 者	漁業経営セーフティーネットに加入する漁業者								
補 助 率	10/10								
対象期間	令和7年10月～令和8年3月発動分								

項目	補正額 (百万円)	内 容	担当課 照会先						
漁業者の資材価格高騰への支援	17	<p>県漁業協同組合が販売する魚箱・氷・漁業用資材（ロープ・漁網等）について、価格高騰前との差額をそれぞれ助成</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td><td>漁業者</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>10/10</td></tr> <tr> <td>対象期間</td><td>令和7年10月～令和8年3月購入分</td></tr> </table>	対象者	漁業者	補助率	10/10	対象期間	令和7年10月～令和8年3月購入分	農林水産部 水産振興課 023-630-3071
対象者	漁業者								
補助率	10/10								
対象期間	令和7年10月～令和8年3月購入分								
水産物大型冷蔵庫・製氷工場の電気料金高騰への支援	2	<p>電気料金高騰による漁業者への影響を緩和するため、県漁業協同組合の大型冷蔵庫及び製氷工場の稼働における電気代上昇分（令和3年同期比）の一部を助成</p> <table border="1"> <tr> <td>補助先</td><td>県漁業協同組合</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>1 / 2</td></tr> <tr> <td>対象期間</td><td>令和7年10月～令和8年3月までの電気代上昇分</td></tr> </table>	補助先	県漁業協同組合	補助率	1 / 2	対象期間	令和7年10月～令和8年3月までの電気代上昇分	農林水産部 水産振興課 023-630-3071
補助先	県漁業協同組合								
補助率	1 / 2								
対象期間	令和7年10月～令和8年3月までの電気代上昇分								
放流用種苗生産団体及び内水面養殖業者の飼料価格・電気料金高騰への支援	5	<p>物価高騰等に伴う、放流用種苗の生産や魚の養殖に係る配合飼料・電気代のかかり増し経費（令和3年同期比）に対する助成</p> <table border="1"> <tr> <td>補助先</td><td>・放流用種苗生産団体 (内水面漁業協同組合、漁業生産組合) ・内水面養殖業者（中小規模の事業者に限る）</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>1 / 2</td></tr> <tr> <td>対象期間</td><td>令和7年10月～令和8年3月までの飼料代・電気代上昇分</td></tr> </table>	補助先	・放流用種苗生産団体 (内水面漁業協同組合、漁業生産組合) ・内水面養殖業者（中小規模の事業者に限る）	補助率	1 / 2	対象期間	令和7年10月～令和8年3月までの飼料代・電気代上昇分	農林水産部 水産振興課 023-630-2478
補助先	・放流用種苗生産団体 (内水面漁業協同組合、漁業生産組合) ・内水面養殖業者（中小規模の事業者に限る）								
補助率	1 / 2								
対象期間	令和7年10月～令和8年3月までの飼料代・電気代上昇分								
きのこ生産施設の光熱費上昇への支援	20	<p>光熱費上昇に伴う、きのこ生産に係るかかり増し経費に対する助成</p> <table border="1"> <tr> <td>補助先</td><td>施設栽培を行っているきのこ生産者が組織する団体、きのこ生産を行う法人、農業協同組合等</td></tr> <tr> <td>補助率</td><td>1 / 2</td></tr> <tr> <td>対象期間</td><td>令和7年10月～令和8年3月までの燃油代・電気代上昇分</td></tr> </table>	補助先	施設栽培を行っているきのこ生産者が組織する団体、きのこ生産を行う法人、農業協同組合等	補助率	1 / 2	対象期間	令和7年10月～令和8年3月までの燃油代・電気代上昇分	農林水産部 森林ノミクス推進課 023-630-2527
補助先	施設栽培を行っているきのこ生産者が組織する団体、きのこ生産を行う法人、農業協同組合等								
補助率	1 / 2								
対象期間	令和7年10月～令和8年3月までの燃油代・電気代上昇分								
合 計	7,260								

※ 表示単位未満四捨五入のため、項目ごとの小計及び合計において一致しない場合がある。

参考

【令和7年度12月補正予算案（冒頭提案分）】
地域別最低賃金の大幅な引上げの影響を受ける中小企業等への支援の概要

令和7年12月15日

項目	補正額 (百万円)	内容	担当課 照会先
地域別最低賃金の大幅な引上げの影響を受ける中小企業等への支援	1,269	<p>地域別最低賃金の大幅な引上げの影響を受ける中小企業・小規模事業者等の負担を軽減し、改定後の最低賃金未満の労働者の賃上げを後押しするための支援</p> <p>対象者：県内事業所を有する中小企業・小規模事業者等 ※ただし、賃上げ促進税制による控除を受けている事業者を除く 主な要件： ・令和7年度最低賃金の決定日(R7.10.1)以降、1,032円未満の従業員の時間給を77円以上引き上げ、1,032円以上にすること ・賃金引上げ後1年間の雇用及び賃金水準を継続すること 支援金額：正規雇用職員1人あたり5万円、非正規雇用職員1人あたり3万円（1事業者最大50万円）</p>	産業労働部 雇用・産業人材育成課 働く女性サポート室 023-630-3117